

# 平成24年度 第2四半期退職給付金積立金運用報告

平成24年11月16日(金)第46回資産運用委員会が開催され、平成24年9月末日(平成24年度第2四半期)の分会退職給付金積立金の運用報告が行われました。

第2四半期の資産収益率は、第1四半期に比べ、外国株式が堅調で、国内株式については、若干上昇しました。しかしながら、輸出産業の不振が影響し、依然、不透明な市場となっています。

結果、この四半期につきましては、0.35%となりましたが、今年度の収益率では、-1.48%で、依然、マイナス運用となっています。

市場平均(ベンチマーク)と比べますと、本会が-1.48%、市場平均は-2.23%で、その差であります超過収益率は0.75%となっており、市場を上回りました。



## 退職給付金積立金

平成24年9月末日現在 (単位:百万)

資産区分	国内株式	国内債券	外国株式	外国債券	その他	計
基準						
簿価	5,820	15,494	2,494	1,696	514	26,018
時価	4,141	16,189	2,544	1,596	514	24,984
評価損益 (簿価-時価)	△1,679	695	50	△100	0	△1,034
収益率	△12.78%	1.94%	△3.14%	△2.05%	0.52%	△1.48%
ベンチマーク 収益率	△12.66%	1.56%	△2.99%	△3.26%	0.05%	△2.23%
超過収益	△0.12%	0.38%	△0.15%	1.21%	0.46%	0.75%
時価による配分比	16.6%	64.8%	10.2%	6.4%	2.1%	100.0%

(\*収益率...平成24年4月から平成24年9月まで)

(\*ベンチマーク収益率...市場の標準値)

(\*超過収益...収益率-ベンチマーク収益率)

(\*簿価...購入価格、取得価額に利益を加算した額)

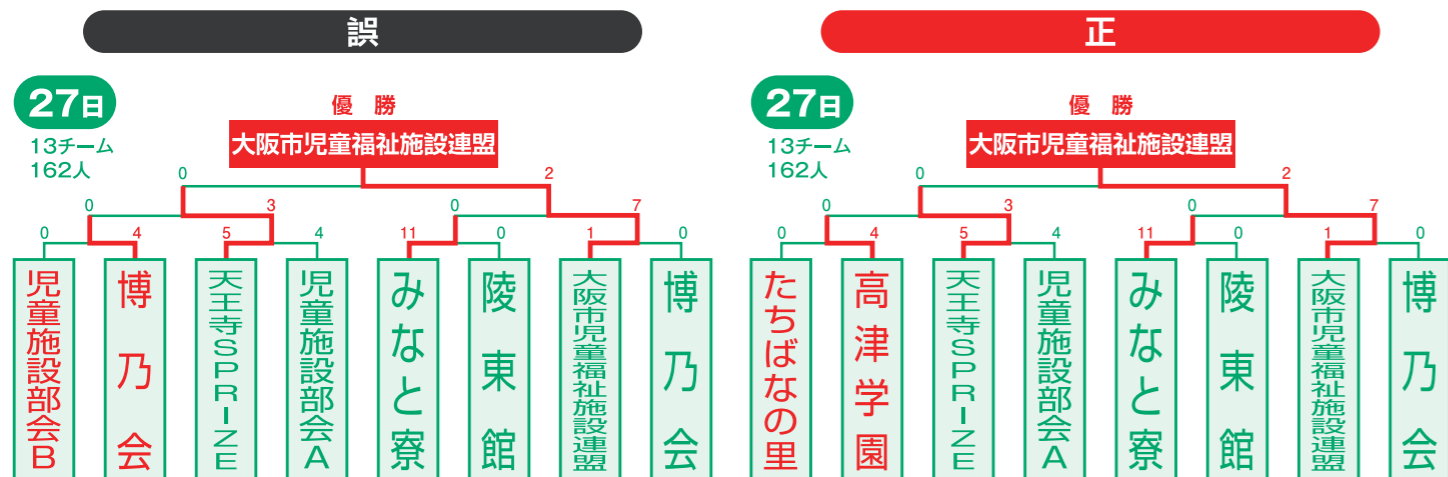
(\*時価...一定の期日をもって売却したと仮定した場合の売却価格)

(\*評価損益...含み損益のことであり、一定の期日をもって売却したと仮定した場合の簿価額との差)

## <訂正とお詫び>

共済会だより11月号でご案内いたしました、第34回施設職員軟式野球大会の結果におきまして、誤りが御座いました。

謹んでお詫び申し上げますと共に、下記のとおり訂正させていただきます。



# 一般給付金の請求について



共済会では、下記の事由が生じた場合、各給付金を支給しております。請求に当たっては、所定の請求書に添付書類を添えて速やかに手続きをお取り下さい。なお、請求権は各事由が発生してから1年で、無効となりますのでお気を付け下さい。

種別	給付金	添付書類(コピー可)
結婚祝金	3万円	婚姻届受理証明書等
出産祝金	5万円	母子手帳1ページ(出生届済証明を受けたもので、父母子の氏名等が記入されているもの)の写し
入学祝金	子が小学校に入学したとき	1万円
	子が中学校に入学したとき	2万円
	子が高等学校に入学したとき	3万円
傷病見舞金	継続して14日以上欠勤したとき	1万円
	継続して30日以上欠勤したとき	2万円
	継続して60日以上欠勤したとき	3万円
	継続して90日以上欠勤したとき	4万円
	継続して120日以上欠勤したとき	5万円
	継続して150日以上欠勤したとき	6万円
災害見舞金	継続して180日以上欠勤したとき	7万円
	10万円以内	会員の住宅が火・水震災などの不可抗力によって損害を受けたときの官公署発行の罹災証明書
死亡弔慰金	本人	10万円
	配偶者	10万円
	父・母・子	5万円
	妊娠22週以上で死産の場合	3万円

(注)本人・配偶者がともに共済会会員の場合

結婚・出産・入学の各祝金及び災害見舞金・死亡弔慰金については、本人と配偶者のどちらも請求ができます。

請求書はそれぞれ分けて作成のうえ、ご請求下さい。

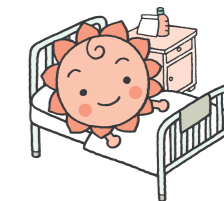
一般給付金及び人間ドック利用助成金の給付については、各月ごと末締で翌月中旬頃の給付となります。

給付日のお知らせについては、送金と同時に所属施設長宛にご通知致します。(請求者には通知致しませんので所属施設長にご確認下さい)

# 人間ドック利用助成

会員が医療機関で人間ドックの検診を受けた時、次のとおり人間ドック助成金を給付しております。請求については所定の助成金申請書に添付書類を添えて速やかに手続きを行ってください。

なお、検診を受けた日から1年過ぎますと無効となります。



検診の種類	補助額	添付書類
<b>助成対象</b> 健康保険適用外の受診で、検査料の全部を自己負担した検査に限る	<b>上限 10,000 円</b> ・年度内1回限り上限10,000円を給付します。 ・自己負担額が、20,000円に満たない場合は、その負担金額の半額を給付します。	医療機関が発行する領収書(会員の姓名と、利用内容が明記されているもの) ※コピー可
<b>助成対象とならない健診</b> 1. 協会けんぽの一般健診 2. 生活習慣病予防健診		